

自転車駐車場の必要台数

設置すべき自転車駐車場の規模（必要台数）は、次のとおりです。

集客施設

施設の用途区分	自転車駐車場の規模（必要台数）
遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、 飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店	施設面積15m ² までごとに1台
スポーツ施設、官公署等	施設面積20m ² までごとに1台
銀行、郵便局	施設面積25m ² までごとに1台
学習施設、映画館・劇場、病院・診療所	施設面積30m ² までごとに1台

※注：複数の用途に供する施設（混合用途施設）については、当該用途ごとに上表右欄により必要台数を算定した合計が20台を上回る場合に限り附置義務を適用します。

※注：複数の集客施設において、自転車駐車場を共同設置する際の特例（条例第14条を参照）を設けています。

共同住宅

施設の用途区分	自転車駐車場の規模（必要台数）
ワンルーム形式集合住宅建築物	ワンルーム形式住戸数1戸ごとに0.7台（ファミリー形式住戸がある場合にあっては、当該ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台を加算した台数）
共同住宅等建築物	ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台

規模や地域特性に応じた緩和措置

規模の大きな施設については、自転車等の駐車需要が逡減する傾向があることから、次のとおり施設面積の区分ごとに上表右欄の必要台数を緩和する措置を設けています。

また、敷地の過半が都市計画法に規定する商業地域のうち容積率が600%以上である地域（特定商業地域）内の施設については、それ以外の地域に比べて駐車需要が低い傾向があることから、施設面積が1,000m²を超える部分の必要台数をさらに4分の3に緩和する措置を設けています。

集客施設

施設の用途区分	施設面積の区分	緩和措置
遊技場	5,000m ² を超える部分	施設面積にかかわらず0台
小売店舗・コンビニエンスストア	1,000m ² を超え10,000m ² まで	上表右欄の必要台数を5分の1に緩和
	10,000m ² を超える部分	施設面積にかかわらず0台
飲食店・カラオケボックス等、 レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署等、 銀行、郵便局、学習施設、映画館・劇場	1,000m ² を超え5,000m ² まで	上表右欄の必要台数を5分の1に緩和
	5,000m ² を超える部分	施設面積にかかわらず0台
病院・診療所	1,000m ² を超え5,000m ² まで	上表右欄の必要台数を2分の1に緩和
	5,000m ² を超え10,000m ² まで	上表右欄の必要台数を5分の1に緩和
	10,000m ² を超える部分	施設面積にかかわらず0台

集客施設における自転車駐車場の規模(必要台数)算出計算書

必要台数の算定用シート「自転車駐車場の規模の算出計算書」をご用意しております。
大阪市建設局ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/>) からダウンロードしてください。

自転車駐車場の設置に関する技術的基準

自転車駐車場の設置にあたっては、次の基準によるもののほか、建築基準法、その他関係法令の規定を順守し、利用者又は居住者の安全が確保され、かつ、自転車等を有効に駐車することができるようにしてください。

設置計画

設置場所

- 自転車駐車場は、施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地からの歩行距離がおおむね50m以内（商業地域のうち容積率が500%以上である地域などではおおむね250m以内）の場所に設置してください。
ただし、共同住宅においては、施設若しくはその敷地内に限ります。

原動機付自転車用スペースの割合

- 設置すべき自転車駐車場の規模（必要台数）のうち5%以上は、原動機付自転車が駐車できるように設置してください。

景観への配慮

- 自転車駐車場の設置にあたっては、周辺環境との調和を図り、都市景観に配慮するよう努めてください。

構造及び設備

自転車等1台あたりの駐車スペース

- 自転車1台あたりの駐車スペースは幅0.5m以上、奥行2.0m以上とし、原動機付自転車1台あたりの駐車スペースは幅0.8m以上、奥行2.0m以上としてください。ただし、ラックなど特殊な装置を用いる場合は、幅を縮小することができます。
- 区画線、柵等を設置することにより、自転車等が駐車スペースからはみ出して駐車されることのないようにしてください。
- 自転車等を道路から駐車スペースに直接出入り（いわゆる串刺し駐車）できないようにしてください。ただし、増築等により設置する自転車駐車場について、やむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

出入口及び通路

- 自転車駐車場の出入口は利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置するとともに、周辺を通行する歩行者等が出入りする自転車等を容易に視認できるようにしてください。
- 自転車駐車場（住戸ごとに設置するものを含む）を1階（避難階）以外の階に設置する場合は、エレベーター、スロープなどを設置して、自転車等を安全かつ円滑に移動できるようにしてください。
- 自転車駐車場の通路及び自転車駐車場から道路に通じる通路の幅は1.5m以上としてください。ただし、自転車駐車場から道路に通じる通路に限り、やむを得ないと認められる場合は、通路の幅を縮小することができます。

位置及び利用方法等の表示

- 集客施設については、自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口など利用者の見やすい場所に設置するとともに、自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先、供用時間、利用方法を記載した表示板を当該自転車駐車場内に設置してください。
- 集客施設については、自転車駐車場の出入口付近に自転車の図記号（日本工業規格Z8210号：右図参照）を記載した標識を設置してください。

